

7. (Gno.24) 現代議会制の比較法的研究

代表：佐藤 信行

1994 年度（開始）

【研究の目的】

現代国家における議会制の共通性と個別性を法制の観点から検討し、あわせてその動態を把握し、今後の定位を探る。比較法的視点から、法律の定義、法律制定過程、修正権等について研究する。

【研究活動及び成果】

総括

2024 年度は、同じく比較法研究所の共同研究グループである比較高等教育法制研究会と共催で、研究会を実施した。COVID-19 以来、個人研究が中心となり、共同研究会の実施が滞っていたが、今回、対面での研究会を実施できたことを契機として、次年度以降、共同研究の活性化を図る準備を進めているところである。

口頭発表

2025 年 2 月 9 日 日本比較法研究所比較高等教育法制研究会との共催研究会を実施し、1 本の報告を得た。

報告者 島本英樹先生（大阪大学全学教育推進機構）

テーマ 米国のスポーツマネジメント教育プログラムのア kredィテーション

ー 日本における専門分野別認証評価への示唆